

平成29年建築設備士試験
「第一次試験」(学科)の合格者の決定について

平成29年建築設備士試験「第一次試験」(学科)の合格者を決定し、平成29年7月27日(木)に発表することとなりましたのでお知らせします。

また、「第一次試験」(学科)の合格基準点等は、別紙のとおりです。

なお、建築設備士は、建築士法第2条第5項の規定により定められた資格であり、建築設備士試験は、国土交通大臣登録試験実施機関である当センター(理事長 鈴木眞生)が実施しているものです。

	「第一次試験」(学科)
試験日	平成29年6月18日(日)
試験地	札幌市・仙台市・東京都・名古屋市・大阪府・広島市・福岡市・沖縄県
実受験者数	2,907人
合格者数	841人
合格率	28.9%

(参考)平成29年建築設備士試験「第一次試験」(学科)合格者841人の主な属性

主な属性	区分	構成比	主な属性	区分	構成比
職種別	空調設備関連職種	42.0%	職務内容別	設計	50.2%
	衛生設備関連職種	11.3%		工事監理	6.8%
	電気設備関連職種	24.4%		施工管理	23.4%
	建築関連職種	12.5%		行政	5.1%
	その他	9.8%		その他(維持管理、積算等)	14.5%
勤務先別	設備設計事務所	11.4%	年齢別	29歳以下	21.9%
	建築設計事務所	13.9%		30～34歳	22.0%
	空調・衛生設備工事会社	20.3%		35～39歳	15.7%
	電気設備工事会社	5.1%		40～44歳	16.5%
	建設会社	21.8%		45～49歳	14.6%
	官公庁・財団法人等	9.6%		50歳以上	9.3%
	その他(電力・ガス会社、不動産会社等)	17.9%		平均	37.8歳

(注)「第一次試験」(学科)の結果は、合格・不合格にかかわらず、通知します。また、合格者一覧表を当センター支部の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を当センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)に掲載します。

問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター 試験部試験第三課「建築設備士試験」担当
TEL:03-6261-3310(代表)

平成29年建築設備士試験
「第一次試験」(学科)の合格基準点等について

1. 正答枝：下表のとおり。

科目	建築一般知識	問題No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		正答枝	5	4	5	1	3	2	3	5	1	4	5	3	4	3	5	1	2	3	3	2	
		問題No.	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30											
		正答枝	1	4	4	2	4	5	2	2	5	1											
	建築法規	問題No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		正答枝	5	3	3	5	4	4	1	2	4	2	3	5	3	5	1	2	4	5	1	1	
	目	建築設備	問題No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			正答枝	4	4	5	4	2	1	5	5	3	3	2	1	4	3	3	4	5	1	5	1
		問題No.	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
		正答枝	2	2	5	4	5	1	3	4	2	2	2	1	5	3	1	5	4	5	2	4	
		問題No.	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50											
		正答枝	3	1	5	1	3	1	2	3	4	3											

2. 配点：それぞれの科目の正答数をその科目の得点とし、各科目の得点の合計を総得点とする。
(各問題1点、建築一般知識30点満点、建築法規20点満点、建築設備50点満点、合計100点満点)

3. 合格基準点：各科目及び総得点の合格基準点は下表のとおり。

	建築一般知識	建築法規	建築設備	総得点
合格基準点	12点	10点	25点	60点

* 各科目及び総得点の合格基準点の全てを満たす者を合格者とする。

4. 試験問題の誤字について

試験終了後の試験問題の確認業務において、次のとおり誤字があったことが判明しました。試験委員会において受験者への影響を検討した結果、この誤字が解答に影響を与えるものではないとの結論に至り、得点調整等の措置は講じないこととしています。

誤字の箇所	誤	正
建築法規 No.16 選択枝5	保安規定	保安規程
建築設備 No.32 選択枝5	相間色温度	相関色温度

5. その他

試験問題は、当センターホームページに掲載します。

建築設備士制度の概要

1. 建築士法における位置付け

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するため、昭和58年5月、建築士法の改正において、建設大臣は建築設備に係る設計又は工事監理に関する資格を定めることとし、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないとされた。

建築士法抜粋

(定義)

第2条第5項

この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。

(設計及び工事監理)

第18条第4項

建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りでない。

(業務に必要な表示行為)

第20条第5項

建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、第1項の規定による設計図書又は第3項の規定による報告書(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容)において、その旨を明らかにしなければならない。

2. 建築設備士制度の内容

(1) 建築設備士制度の概要

建築設備士は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、国土交通大臣の登録を受けた試験(登録学科試験及び登録設計製図試験)に合格した者(国土交通大臣又は建設大臣が指定する試験に合格した者を含む。)又は昭和61～63年度に限り行われた建設大臣が指定する講習の課程を修了した者であり、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられている。

(2) 建築設備士試験

①構成

「第一次試験」(学科) [建築一般知識、建築法規及び建築設備]

「第二次試験」(設計製図) [建築設備基本計画及び建築設備基本設計製図]

- ・「第二次試験」(設計製図)は、「第一次試験」(学科)に合格した者のみ受けることができる。
- ・「第一次試験」(学科)に合格した者については、その申請により、「第一次試験」(学科)に合格した建築設備士試験に引き続いて行われる次の1回の建築設備士試験に限り、「第一次試験」(学科)が免除される。

②受験資格

学歴を有する者[大学、短期大学、高等学校、専修学校等の正規の建築、機械又は電気に関する課程を修めて卒業した者]、一級建築士等の資格取得者及び建築設備に関する実務経験を有する者。(それぞれに応じて所定の建築設備に関する実務経験年数が必要。)

3. 国土交通大臣登録試験実施機関

- ・登録学科試験 : 公益財団法人建築技術教育普及センター
- ・登録設計製図試験 : 公益財団法人建築技術教育普及センター